

潟上市自治基本条例策定方針

平成23年2月17日決定

1 条例制定の背景と必要性

地方分権時代の到来により、権限と財源の地方への移譲が進められ、地方自治体には、これまで以上に自主性・自律性ある運営が求められています。一方、住民ニーズやライフスタイルの多様化・個別化などにより、従前のように行政が直接に対応するサービスだけでは個別の課題への対応が困難な状況となってきています。

こうしたなか、潟上市では社会環境の変化に対応していくためには、市民と行政の信頼関係を築くことはもとより、「自らのまちは自らの手でつくる」という意識のもとで、「市民自治のまちづくり」の視点が、これからのまちづくりに必要となっています。

市民と行政が一体となって「協働のまちづくり」を推進し、地方自治の確立を図るため、自治体運営の基本理念・原則、市民・議会・行政の役割と責務などを示す指針として、「自治基本条例」の制定が必要となっています。

2 条例制定の目的

地方分権という大きな流れの中で、時代の変化に対応した自己決定の権利と自己責任に基づき、市民一人ひとりが自ら考え行動する市民自治のまちづくりを実現することを目的とします。

3 条例制定の基本的な考え方

(1) 誰にもわかりやすい条例内容

自治基本条例は、本市の行財政運営や協働など、まちづくりの基本ルールを示すものです。このため、まちづくりの主体である市民との共通理解が図られるよう、条例案の策定や逐条解説などの作成にあたっては、市民の目線に立って、可能な限りわかりやすい表現に努めるものとします。

(2) 市民参加・職員参加による条例案づくり

自治体の憲法と言える自治基本条例は、市民と市職員が共通理解と共通認識を持ちながら条例案を策定する必要があります。このため、市民参加の機会の確保に努め、市職員についても職制を超えた幅広い参画機会を設けます。

また、公募市民等による条例策定委員会が具体的な検討を進めるにあたっては、あらかじめ行政と協議し、それぞれの役割や責務、策定された条例素案の取り扱いなどを明文化して、取り組みを進めます。

(3) 市民との情報共有

条例策定委員会による条例案の策定と併せ、さらに多くの市民から、ご意見をいただく必要があります。このため市民との情報共有が不可欠であり、パブリックコメント手続はもとより、策定過程の情報を随時ホームページや広報などに掲載します。また、市民活動の広がりや市民の行政に対する関心の高まりから、市民との協働のあり方も含め、自立した行政運営を推進するための基本的な考え方を、市民、議会、行政が共有するものとします。

(4) 既存条例・規則等との整合

自治基本条例は本市の最高規範として位置づけられるものです。このため、新たな条例や規則等を制定する場合は、自治基本条例の趣旨に沿って制定するものとします。

また、既存の条例や規則についても同様の考え方から、こうしたものについては、自治基本条例の制定に併せ、見直しを進めます。

4 条例の構成と位置づけ

(1) 構成

まちづくりの基本理念、市民の権利、自治実現の制度・仕組み、行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項、また、潟上市が進めてきたまちづくりに係わる個別条例等の解釈の指針であり、将来の改正や策定の際の基本となる事項を含んだ総合条例型を目指します。

(2) 位置づけ

市の最高規範として、市政の基本的方針となるものとします。

5 策定体制

(1) 市民参画体制

①自治基本条例策定委員会

潟上市自治基本条例策定委員会設置要綱に基づき、潟上市自治基本条例策定委員会を設置します。

本策定委員会では、庁内検討委員会と連携・協働により自治基本条例（案）を策定します。

②市民 100 人委員会（仮称）

潟上市自治基本条例市民 100 人委員会設置要綱（仮称）に基づき、潟上市自治基本条例市民 100 人委員会（仮称）を設置します。

条例の策定過程において、市民の広範な意見・提言を受けるものとします。

③条例案のパブリックコメント

条例案を公表し広く市民に意見を求めます。

(2) 庁内体制

①自治基本条例庁内検討委員会

潟上市自治基本条例庁内検討委員会設置要綱に基づき、潟上市自治基本条例庁内検討委員会を設置します。

自治基本条例については、確立した定義もなく、その策定については職員が自治体運営の基本から学習し、自治基本条例制定の意義について理解を深める必要があります。

本検討委員会では、自治基本条例のあり方や策定過程における市民参画などを調査研究するとともに、本市の自治の推進に寄与する条例素案を作成します。

②事務局

事務局は、企画政策課とします。

(3) アドバイザー

条例策定にあたり、助言・確認をいただくため学識経験者にアドバイザーを依頼します。

6 条例制定の時期

平成23年度中の制定を目指します。